未収受取利息	1,688,988
未収入金	352,661,353
仮払金	8,652,114
立替金	64,075
算定割当量	150,756,207
Ⅱ固定資産	137,534,422,094
１有形固定資産	17,718,565,777
建物	3,198,002,323
減価償却累計額	△ 228,128,973
構築物	59,484,145
減価償却累計額	△ 6,817,138
機械装置	191,830,671
減価償却累計額	△ 27,510,584
車両運搬具	199,705,123
減価償却累計額	△ 47,040,354
工具器具備品	690,992,127
減価償却累計額	△ 234,784,973
土地	13,873,270,000
建設仮勘定	49,563,410
２無形固定資産	166,786
商標権	166,786
３投資その他の資産	119,815,689,531
投資有価証券	6,226,279,949
関係会社株式	112,521,421,261
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	24,557,275,808
貸倒引当金	△ 24,557,275,808
長期前払費用	516,620
差入保証金	1,067,471,701
資　産　合　計	11,133,024,647,184

債券	80,000,000,000
財政融資資金借入金	2,335,395,480,000
長期リース債務	183,304,615
退職給付引当金	7,371,227,068
負　債　合　計	2,835,693,534,124
Ⅰ資本金	7,518,155,785,510
政府出資金	7,518,155,785,510
Ⅱ利益剰余金	779,251,583,517
準備金	590,585,291,674
当期未処分利益	188,666,291,843
Ⅲ評価・換算差額等	△ 76,255,967
その他有価証券評価差額金	△ 76,255,967
純　資　産　合　計	8,297,331,113,060
負　債　純　資　産　合　計	11,133,024,647,184

損　益　計　算　書

（自平成21年４月１日　至平成22年３月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
経常費用	77,887,600,658	経常収益	266,660,091,183
有償資金協力業務関係費	77,887,600,658	有償資金協力業務収入	259,200,339,778
債券利息	1,411,856,055	貸付金利息	214,546,857,399
借入金利息	46,870,855,811	国債等債券利息	44,892,057
業務委託費	13,664,509,257	受取配当金	9,690,894,000
債券発行費	247,605,367	貸付手数料	1,440,604,763
人件費	3,640,064,832	外国為替差益	11,399,699
物件費	10,813,224,314	関係会社株式評価等益	17,113,102,299
減価償却費	387,113,677	貸倒引当金戻入	16,352,589,561
税金	30,596,936	財務収益	2,939,630
投資有価証券評価等損	39,523,343	受取利息	2,939,630
関係会社株式評価等損	782,251,066	雑益	456,811,775
臨時損失	130,321,573	政府交付金収入	7,000,000,000
固定資産除却損	130,321,573	臨時利益	24,122,891
当期総利益	188,666,291,843	固定資産売却益	21,745
		賞与引当金戻入	24,101,146
合　計	266,684,214,074	合　計	266,684,214,074

重要な会計方針

１　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～46年
機械装置	２～17年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

２　賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

３　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付引当金は、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

４　引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。